

開成町小規模工事入札参加登録実施要綱

平成16年12月1日（開成町告示第16号）

（趣旨）

第1条 この要綱は、開成町の入札参加登録制度の透明性及び入札の競争性をより高めるため、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）に準じ、開成町で実施する小規模工事の契約を締結する場合における入札に参加することができる者の資格を定め、あわせてその資格の認定の方法及び方法、その他必要な事項を定めるものとする。

（対象工事）

第2条 この要綱に定める小規模工事の対象工事は、開成町契約規則（昭和49年開成町規則第5号）第34条の2第1項第1号に規定する金額に満たない工事とする。

2 小規模工事として登録する工種は、法で定める工種とする。

（入札に参加することができる者）

第3条 第1条に規定する契約に係る入札に参加することができる者は、開成町に本店を有する工事請負業者及び開成町内に居住しており簡易な修繕等を行う個人で、法第3条に規定する建設業の許可を取得していない者、又は建設業の許可は取得しており法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていない者で次の各号に該当している者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 引き続き1年以上その事業を営んでいる者（同種の営業を引き続き1年以上営んでいる者と同様の事情（組織変更、合併等）にあると認められる者を含む。）
- (3) 町税を完納している者
- (4) 開成町入札参加資格認定登録をしていない者
- (5) 入札参加登録する工種に関し施工実績を有する者

（参加登録の申請）

第4条 入札参加登録の認定を受けようとする者は、小規模工事入札参加者登録申請書（以下「申請書」という。）に別に定める書類を添付し町長に申請しなければならない。

- 2 前項に規定する申請書は、町長が別に定める期間内に提出しなければならない。
- 3 申請書の受付時期、受付場所、その他受付に関し必要な事項は、その都度公示する。
- 4 この要綱に定める書類の様式は別に定める。

（参加登録認定の期間）

第5条 入札参加登録が認定されたときから、次期の登録認定のときまでとす

る。ただし、入札参加登録の認定を取り消された者は、取り消された時点で資格を失うものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めのない事項については、開成町契約規則(昭和49年開成町規則第5号)に準ずるものとする。

附 則

この告示は、平成16年12月1日から施行する。